

〔事例報告〕

日本国内における權伝馬の現状及び課題に関する現地調査報告 —和歌山県と広島県の3事例をもとに—

柴 山 慧*

A Report on the Field Survey for current status and
problem of Kaidenma in Japan
— Based on Three Cases in Wakayama and Hiroshima Prefectures —

Kei SHIBAYAMA
(International Pacific University)

Abstract

In this study, we conducted field research on the kaidenma at the Minato Festival and Katsuura Hachiman Shrine Festival in Wakayama Prefecture, as well as the Murohara Shrine Festival and Ebisu Festival in Hiroshima Prefecture, were documented in text and photographs and interviews were conducted with those involved, after fieldwork was carried out. The aim of this research was to elucidate their current status, problem, and future prospects. Our findings revealed that not only local residents but also staff members of the Self-Defense Forces bases and students from nearby university facilities actively participate as kaidenma rowers in the Suimon Festival. Moreover, measures have been implemented to prevent a decline in the number of participants. Additionally, we discovered that the annual festival of Katsuura Hachiman Shrine incorporates various rituals beyond kaidenma to maximize spectator engagement, leveraging the shrine's proximity to the Kumanokodo, a World Heritage site. At the Murohara Shrine and Ebisu Festival, the kaidenma serves not only as a ceremonial act but also as a form of exorcism for the rowers, ensuring their continual involvement and attracting new participants. These kaidenma rituals have been preserved as traditional events, capitalizing on regional characteristics and adapting ritual types. In addition to that, raising awareness of the kaidenma through media channels will be essential to sustain and promote these traditions.

I. 研究の背景

權伝馬とは、かいでんまと呼称し、權という一般的なにはオールで操作するボートのような伝馬船のことである（大崎上島町地域協議会，2014）。現代では、主に神社の祭りにおける神事の1つとして、神輿の曳航などに用いられている。2016年時点では、日本国内の27地域で權伝馬が確認

されている（柴山ほか，2017）。そのうち、広島県の大崎上島町における權伝馬は、約250年前から実施されており、地域の伝統行事となっている（柴山・御堂，2015）。このような伝統行事が地域の活性化につながっていく可能性があることから、伝統行事を継承することの重要性について認識が高まりつつある（文化庁，2000）。

これまでの權伝馬研究では、安富（1991；

* 環太平洋大学体育学部体育学科

1996)が、和歌山県の新宮市や古座町、広島県の大崎上島町における權伝馬の当時の様子について記録したものがあつた。また、石井(1996)は權伝馬の漕ぎ手の身体技法に、松木(1988)は子どもが權伝馬を漕ぐ際の心拍数や運動強度に注目し、より体育やスポーツという観点から研究を行つてきた。最近の研究では、伝統行事として継承してきた權伝馬を後世にどう伝えていくかということに言及したものがある。柴山ほか(2017)は、權伝馬の継承のためには、神事や競漕のみに集中するのではなく、いかに高齢者、大人、子どもなど幅広い世代が参加できる工夫をするかが重要であることを指摘している。そして、万徳ほか(2017)は、瀬戸内海周辺地域の權伝馬は、地域を超えて構築された協力関係の下、人的資源や物的資源の面で、お互いの不足部分を補い合いながら、その継承が行われていることを明らかにした。ただ、このように權伝馬の継承に焦点を置いた研究の蓄積は、それ以降進んでおらず、今後も事例的な研究を積み重ねていく必要がある。

II. 研究の目的

本研究では、日本各地で執り行われている權伝馬のうち、これまでの先行研究で取り上げられてこなかった和歌山県南牟婁郡串本町の水門祭、同じく串本町の勝浦八幡神社例大祭、広島県呉市豊島の室原神社例大祭・えびす祭の3事例について現地調査を行う。そして、その現状や課題、今後の展望について明らかにすることを目的とする。

III. 研究の方法

先述した水門祭、勝浦八幡神社例大祭、室原神社例大祭・えびす祭權伝馬について、現地まで赴き、權伝馬を含めた神事全体の様子を文字と写真で記録した。また、それらの内容を補足するために、祭りの前日準備または当日に、祭りを担当する地区の住民である関係者へのヒアリングを実施した。ヒアリングの具体的な内容としては、柴山ほか(2017)や万徳ほか(2017)の先行研究で示された結果をもとに、「祭りにおける權伝馬の位

置づけ」、「權伝馬に関係する船や道具、行為などの解説」、「權伝馬を継承していくための工夫」などである。

調査時期は、水門祭が2017年2月10～11日、勝浦八幡神社例大祭が2016年9月9～11日、室原神社例大祭・えびす祭が2016年9月16日～18日である。

なお、2020年以降に世界中に影響を及ぼした新型コロナウイルスの感染拡大により、本研究で実施した調査と、現在の対象地域の權伝馬は同様では無い可能性があることを付言しておく。

IV. 結果

4.1. 水門祭(和歌山県南牟婁郡串本町)

水門祭(みなとまつり)は、本州最南端である潮岬にほど近い場所に位置する大島で執り行われる。大島という名前の島は国内に数多くあるため、それらと区別するために紀伊大島とも呼ばれる。1999年に本土との間に「くしもと大橋」が架橋された。

水門祭は水門神社の例祭で、和歌山県の無形文化財に指定されている。毎年2月11日に行われていたが、2015年からは2月第二土曜日に行われている。水門神社の祭神は誉田別命(ほむたわけのみこと; 応神天皇)とされる。かつて誉田別命が大島沖にある通夜島に上陸した際、大島の住民が船を仕立てて奉迎したのがこの祭りの由来であると伝えられている。

祭りには多彩な行事が盛り込まれており、その内容としては、弓矢で的を射る弓神事、獅子舞、渡御、權伝馬競漕、餅まき、稚児行列、御山倒し、鏡取り、屋台練り合い、など様々な儀式がひっきりなしに行われ、参加者を飽きさせない工夫が見られる。

ここでは水門祭において、權伝馬に関係する儀式のみに言及して報告する。まず水門神社で弓矢で的を射る弓神事である「お的の儀」が行われる。「お的の儀」の関係者と御神饌を入れた唐櫃を当船と呼ばれる船に載せ、大島の西側に位置する苗我島(みょうがじま)へ移動し、水門神社と同じ

ように「お的の儀」が行われる。つまり水門祭では、大島の水門神社と苗我島の2ヶ所で神事が挙行され、その間の移動には船が用いられる。船に乗って移動するのは「お的の儀」の関係者と御神饌であり、神様の移動は行われないため、神輿や御座船といった言葉は登場しない。



図1 水門祭での權伝馬

当船が大島から苗我島に向かって出発する際、2隻の權伝馬が付き従うが、当船が港内から出ると、2隻の權伝馬は戻ってきて、港内を巡航する。2隻の權伝馬は港内を反時計回りに3周し、その間に權伝馬から岸壁に向かって紅白の餅が撒かれる。その後、休憩を挟み、2隻の權伝馬による競漕が行われる。競漕は、港内から沖へ出て、折り返して帰ってくるコースで1回のみ行われるが、その距離は長く、30分ほど漕ぎ続ける。水門祭では、途中で神事の会場が大島から苗我島に移るが、苗我島には関係者しか立ち入ることが出来ないため、祭の参列者の多くは大島に残ることになる。權伝馬競漕は、その間に参列者を飽きさせないための場繋ぎのような目的で行われているような印象を受けた。

水門祭で使用される權伝馬は「隼」と「鳳」という名称の2隻であり、木造和船である。漕ぎ手の人数は左右6人ずつで計12名、大權（大島では鱣權持と呼ばれる）1名と指揮者が1名、その他3名が乗り、計17名が乗った状態で競漕が行なわれる。太鼓は使用せず、指揮者の掛け声と、指揮者が持つ扇子の振り方によって操船を行う。「隼」が赤色、「鳳」が白色のユニフォームである。大島には「南」「南中」「北」「北中」の4つの地

区があり、年毎に順番でトウヤ（幹事的役割）を担当する。2隻の權伝馬の乗組員は1月15日にくじ引きで決め、4つの地区から入り混じって乗る。大島には航空自衛隊のレーダー基地があり、また近畿大学によるマグロ養殖の研究所もあることから、自衛隊員や大学生が多く参加しており、人材には困っていないようであった。今の權伝馬は3代目で、古座の船大工が20年ほど前に2隻セットで造ったものである。權伝馬は長い間使っているようであるが、大事にされているようで、状態はかなり良いように見えた。權には表裏は無いようで、対称な形状のように見えた。權びき（權と權伝馬を結び付けるひも）は麻縄を使用しているようであり、結び方は、例えば、大崎上島の權伝馬ものとは異なる。

今回は權伝馬競漕に関係する報告に留めるが、水門祭では実に多くの儀式が行われる。その中には、幼い子供が主役となるものもあれば、還暦を迎えた方が主役となるものもあり、幅広い年齢層において誰もが祭の主役となる機会が設けられている。

4.2. 勝浦八幡神社例大祭（和歌山県南牟婁郡串本町）

勝浦八幡神社例大祭は、和歌山県那智勝浦町の漁港周辺で9月半ばに行われる規模の大きな祭りである。世界遺産熊野古道に近い大観光地という立地のため、祭りは盛大かつ熱気にあふれたものになっている。最初に勝浦八幡神社で各種神事が奉納され、その後神輿が町内を練り歩いて勝浦漁港へ向かう。祭りに参加する5隻の權伝馬船はこちらの漁港に係留されて待機している。漕ぎ手たちはそれぞれ赤・青・黄色などの派手な法被を着ており、これでどの權伝馬船に属しているのかすぐにわかるようになっている。このうち3隻は地元中学生によって構成されている。各權伝馬船には七夕を思わせる大きな笹飾りが載せられており、万国旗なども飾り付けて満艦飾といった姿をしている。祭りの主体は神輿なので、權伝馬船は神輿到着の1時間くらい前から漁港内を、円を描

くようにぐるぐると周回する。時折漕ぎ手が海に飛び込んだり、競争もしたりするが、狭い漁港内なので本格的な競争はできない。神輿は港に到着するとそのまま海へ飛び込み、担ぎ手と共に港内を泳ぐが、これは一種のお清めのようなものである。この時、權伝馬船が神輿にロープをかけて曳航したり、綱引きのようなことを行ったりする様子が見られる。やがて御座船に搭載された神輿は、他の漁船団や權伝馬船を御供に従え、沖合に出て神社へと戻っていく。沖合に出たところで、權伝馬船が揃って競争を始める様子を臨むことが出来る。



図2 勝浦八幡神社例大祭での權伝馬

4.3. 室原神社例大祭・えびす祭（広島県呉市豊島）

呉市にある豊島は瀬戸内海の中にある下大崎群島の島である。現在は安芸灘諸島連絡架橋（安芸灘とびしま海道）によって本土と接続されている。

室原神社例大祭は毎年9月第三土曜日に举行され、えびす祭はその翌日に举行される。えびす祭は、豊島の室原神社の近くにある胡（えびす）神社の例祭である。室原神社例大祭とえびす祭の両方で權伝馬が使用される。室原神社例大祭のほうは、より神事としての色合いが濃いとされ、權伝馬は神輿の先導として使用されるようである。今回は、日曜日に举行された、えびす祭の調査しか行えていないため、それについて報告する。

えびす祭当日は、午後から權伝馬の運航が始ま

る。陸側においては、胡神社の例祭として神事が行われ、獅子舞などが練り歩く。權伝馬は港内を巡航し、權伝馬による様々な行事が催される。

えびす祭における權伝馬は2隻である。この權伝馬の特徴は、大崎上島をはじめとする他の地区の權伝馬に比べて、大型であるという点である。特に船尾部分に広い空間が設けられていることも特徴である。大櫓が非常に大きいため、大櫓の取り回しのために、船尾に広い空間が必要なのではないかと考えられる。また、漕ぎ手は右舷に7人、左舷に6人であり、左舷が1人少ないのは、やはり左舷後部に大櫓があるためと思われる。この非常に大きな大櫓は、実用性というよりは、見た目の豪華さを重視しているように思われる。權伝馬の船体への装飾も、他の地域に比べると華やかである。通常の櫓については、大崎上島のものよりも太くて長い、ブレード部分の幅は短い。



図3 えびす祭での權伝馬

また、權伝馬の他に、櫓を用いる押し舟というものがある。櫓は3本あり、右舷に1本、左舷に2本である。この押し舟も、權伝馬と同じように港内を巡航し、祭りに花を添えている。2隻の權伝馬のうち、1隻はユニフォームが赤色とされており、60歳の還暦を迎えた男性が乗る。もう1隻はユニフォームが黄色（鉢巻を黄色としている）とされており、42歳の厄年を迎えた男性が乗る。また押し舟のうち1隻には、33歳を迎えた男性が乗る。33歳は女性の厄年であるが、同じ年齢の男性が乗ることで、代わりに厄を落と

す意味があると思われる。押し舟の残りの2隻は有志によって運航されているようである。このことから、えびす祭における権伝馬行事は、神事というよりは、厄落としといった意味合いが強い。

これらの権伝馬と押し舟は、基本的に競漕はせず、延々と湾内を周回する。その間、会場には常に「軍艦行進曲」が大音量で流され続ける。途中、権伝馬からは、岸壁に向けてお菓子などが撒かれる。お菓子のほか、ハンガーや洗面器などの日用品もある。これで厄を落とす意味があると思われる。余興のような形で、権伝馬どうしの船尾をロープで結び、引っ張り合いをする場面も見られた。権伝馬と押し舟の組み合わせもある。勝敗は決まるが、勝ち負けに強いこだわりは無さそうであった。押し舟が権伝馬に勝つこともあり、押し舟にもかなりの推進力があるようであった。祭りの最後には、それぞれの舟が陸上からリボンの束を受け取り、5隻が岸壁からいっせいにスタートしてリボンを引き、フィナーレとなる。

以上のように、豊島のえびす祭では、権伝馬は厄落としのために使用されていると考えられる。またそのために、権伝馬に乗る人も60歳と42歳の厄年を迎えた人達のみであることから、地域の人達にとっての特別な機会となっているようである。

V. 考察

現代の日本国内における権伝馬の大半が関係者の高齢化や参加者の減少が続いている。その結果、権伝馬自体を執り行わなくなったり、規模の縮小を検討したりしている事例が認められる（万徳ほか、2017）。一方で、本研究において取り上げた権伝馬は、上記の課題に対する解決方法の示唆を与えてくれると考えられる。

まず、水門祭では権伝馬の漕ぎ手として、地域住民だけでなく、地域に立地する自衛隊基地の職員や大学施設の学生などが参加できるようになっており、関係者が減少しないような対策をとっている。橋本（2018）は、このような地域外の「よそ者」が地域の祭礼や地域芸能の維持に寄与して

いることを事例的に明らかにしており、水門祭も同様となっていると考えられる。

次に、勝浦八幡神社例大祭では、世界遺産である熊野古道に近いという立地を生かして、できるだけ多くの見物者が出るように、権伝馬以外の各種神事も実施している。柴山ほか（2017）は、権伝馬を継続するには、権伝馬を漕ぐだけでなく、装飾、踊りなどの権伝馬を中心とした文化的な広がりを出ることが重要であることを述べている。また、万徳ほか（2017）は、伝統行事を継承していくための重要な要素として、その地域の特性を活用することを述べている。その点では、勝浦八幡神社例大祭についても、同じような考えの下に実施されていることが考えられる。

最後に、室原神社例大祭・えびす祭については、これも神事の1つとして権伝馬を漕ぐということだけでなく、権伝馬の漕ぎ手の厄払いという意味合いを持たせることで、参加者の固定化を防ぎ、継続することの意味付けや、新たな漕ぎ手の獲得につなげていると考えられる。このような行事の内容の意味づけが、結果として行事の継承につながっていることは権伝馬以外の事例でも複数報告されている（例えば、横川、2021；根岸・成澤、2022など）。

以上の総合的考察として、大平ほか（2023）は、茨城県における地域の神事継承の要因について、地域特性や神事の種類などが影響を及ぼしており、神社周辺の人口減少は相関関係に無いことを明らかにしている。今回の3事例の地域はいずれも人口減少が進む地域であるが、それぞれの地域特性や神事の種類の趣向をこらすことで、継承を可能にしてきたことから、同様の考察が成り立つことが推察される。また、荒川（2021）は戦前からコロナ禍に至るまでの西宮神社十日戎の開門神事、いわゆる福男競走に着目し、その発展経緯を考察している。それによると、福男競走について毎年約6000人が参加し、阪神地域での恒例行事としてメディアでも報道されている理由は、国籍、性別問わず誰でも参加できるという許容度の高さ、メディアを積極的に活用した認知度の向上な

道をあげている。このようなことが、今後の権伝馬の継承に必要なになっていくと思われる。

VI. まとめ

本研究では、和歌山県の水門祭と勝浦八幡神社例大祭、広島県の室原神社例大祭・えびす祭で執り行われている権伝馬について現地調査を行うことによって、その現状や課題、今後の展望について明らかにすることを目的とした。その結果、いずれの権伝馬についても、その地域特性を利用したり、神事の種類の検討したりすることによって、伝統行事としての継承をしてきたことが考えられる。今後は、それに加えて、メディアを活用した認知度の向上も必要になっていくと思われる。

今後の課題として、日本国内には研究資料として残されていない権伝馬がいくつも散見されるため、引き続き調査と記録を進めていく必要がある。

また、研究の方法でも述べた通り、2020年に以降に世界中に影響を及ぼした新型コロナウイルスの感染拡大により、本研究で実施した調査と、現在の対象地域の権伝馬は同様では無い可能性があることを付言する。

文献

荒川裕紀（2021）西宮神社十日戎開門神事一改暦からコロナまでの変遷に着目して一。武庫川女子大学生活美学研究所紀要，31：99-113。

文化庁（2000）伝統文化を活かした地域おこしの視点と実践（概要）。https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/chiikiokoshi_hokoku.html。（2025年1月6日参照）

橋本裕之（2018）蛆としての民俗学者，民俗学者としての私『里海山ブックレット__明日の例大祭を考える一福井県三方郡美浜町の彌美例大祭をめぐる活動記録』橋本裕之監修編。福井県里山里海研究所：福井県，pp.5-18。

石井浩一（1998）瀬戸内の権伝馬競漕--身体技法の変化と不変化。体育の科学，48(11)：891-896。

根岸洋・成澤徳子（2022）伝統行事における継承と包摂。国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要，14：29-36。

万徳友里香・根本友樹・古谷誠章（2017）集落を超えた祭事協力による社会的共同生活の維持瀬戸内海周辺の権伝馬行事を事例として。建築計画，(2017)：903-904。

松本雅文（1988）子ども権伝馬競漕における心拍数変動と運動強度の推定。広島商船高等専門学校紀要，10：187-194。

大平航己・石橋澄子・谷口守（2023）地域における神事継承の実態とその要因一茨城県を対象とした30年前との比較から一。土木工学会論文集D3（土木計画学），78(5)：229-239。

大崎上島町地域協議会（2014）権伝馬の由来。<http://kaidenma.jp/kaidenma/index.html>，（2024年2月21日参照）

柴山慧・御堂溪（2015）大崎上島住吉祭における権伝馬競漕関係者の意識について。広島商船高等専門学校紀要，37：77-85。

柴山慧・小河浩・朝倉和・山下航正・木下恵介・岸拓真・中道豪一・慶川源将（2017）日本国内における権伝馬。広島商船高等専門学校研究紀要，39：61-66。

安富俊雄（1991）祭礼競技（III）：新宮市御舟祭・古座町河内祭の船競漕。日本体育学会大会号，42B(0)：904。

安富俊雄（1996）瀬戸内の舟競漕：瀬戸内・芸予の権伝馬。日本体育学会大会号，47(0)：652。

横川知司（2021）小正月の伝統行事とんどにおける“やぐら”の形状の地域差とその要因一東広島市西条町を事例に一。2021年度日本地理学会春季学術大会発表要旨集，0：134。